

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） を進める集いが開催されました。

生活支援員の皆様、本事業の実施に日々、ご尽力いただきましてありがとうございます。

なお、このたびの中越沖地震で被災された方々にはお見舞い申し上げます。

さる9月7日（金）新潟ユニゾンプラザ多目的ホールにおいて「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を進める集い」を開催しました。当日は、台風が近づく天候の中、400名の参加となりました。



新潟県地域福祉権利擁護センターの実施報告のあと、小泉一樹弁護士より講演をしていただきました。以下、講演の概要をご報告させていただきます。

講演 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度

弁護士 小泉 一樹 氏

成年後見制度とは

成年後見制度とは、成年後見人等が、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう、保護し、支援する制度です。社会福祉基礎構造改革で「措置」（例えば…ヘルパーを行政が派遣する）から「契約」（例えば…ヘルパー業者と本人が契約を結び利用する）へという形になりました。

「契約」するには契約内容を理解できる能力（判断能力）が必要です。そこで、平成12年に民法等の改正によって、従来の禁治産・準禁治産制度を新しい成年後見制度として、利用しやすいようにしたわけです。

成年後見制度は大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つで構成されています。

法定後見制度は「後見類型」「保佐類型」「補助類型」の3つに分かれています。法定後見制度においては家庭裁判所へ申立てを行い、選任された成年後見人等が、本人を代理して法律行為を行ったり、本人が自分で法律行為をするときに、同意を与えたり、本人が同意なく、法律行為を行った際に取消したりすることができます。

任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに、自分が信頼できる方とあらかじめ財産管理や身上監護に関する法律行為について代理権を与える任意後見契約を公正証書で結んでおく制度です。本人の判断能力が低下してきた段階で、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行い、任意後見監督人が選任されたときから、任意後見人の代理権が発生します。

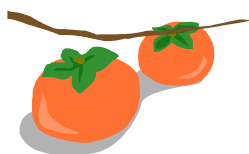
しかし、新しい成年後見制度も、費用の面や手続きの煩雑さなどから、利用の必要な方が利用を躊躇するということもありますが、法定後見制度を利用するのに必要な助成を行っている市町村や、法テラスの行っている民事法律扶助が使える場合もありますので、ぜひ相談してみてください。



講師 小泉弁護士

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度

地域福祉権利擁護事業の契約締結能力の対象に当てはまる方は、だいたい補助類型、一部保佐類型くらいの判断能力をお持ちの方です。この場合、契約締結能力の慎重な確認と、保佐人・補助人の代理権（登記）の確認が必要です。



（参考：成年後見人等に与えられる代理権の範囲）

後見類型：財産に関するすべての法律行為

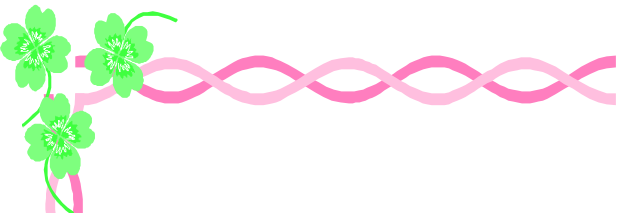
保佐類型：申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」

補助類型：申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」

- ・ 本人の財産が多額な場合は、地域福祉権利擁護事業の範囲を超えるので、成年後見制度を利用してください。
- ・ 判断能力の低下、支援内容の範囲で、本来、成年後見制度を利用するのが望ましい人もいるが、費用面等の問題で、利用が難しく、移行できない人がいます。
- ・ 地域福祉権利擁護事業の利用料：一時間1,000円が高いと感じるか、感じないか。今後詰めていく必要があるかもしれません。また、利用料さえ高いと感じている人が、成年後見制度ではもっと費用がかかるとなるとさらに利用を躊躇されるかと思います。

地域福祉権利擁護センターより

- ・ 本事業では悪徳商法などの財産被害について成年後見制度の同意権・取消権に相当するものではありません。定期的な訪問や日常的な金銭管理である程度予防効果を持ち、また預金通帳から多額の支出があることから被害に気づき、クーリングオフ等をおこなった例はありますが、それも限界があります。このような被害を防ぐには成年後見制度へ移行することが必要だと感じられます。
- ・ 講演の中でもお話しされていましたが、生活支援員の皆様は、利用者の状況を身近に把握できる関係者でいらっしゃると思います。利用者等との関わりの中で、判断能力の低下など利用者に変化が感じられた場合は専門員へご相談ください。



生活支援員さんの質問

Q 私が担当している利用者は知的障害をお持ちです。とても話し好きな方なので、聴き方に徹するよう心がけているものの、辞去するタイミングに苦労しています。

→話し好きの利用者の話をよく聴こうとしていらっしゃる姿勢がとても良いですね。ただし、辞去するタイミングにご苦労されているとのこと。ある程度時間経過後は、「うんうん」とうなずき続けるいわゆる「ゴーサイン」を出し続けることから切り替えをして、時計をさりげなく確認したり、相手にも話の小休止を促すサインを出すことが効果的な場合もあります。

(参考 全社協 地域福祉権利擁護事業における事例検討の進め方より)

新潟県地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 市町村別利用状況
（平成19年9月末現在）

※利用者の住所（契約時）に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

（単位：人）

区分 社協名	実利用者	解約
新発田市	26	12
村上市	1	1
阿賀野市	2	
聖籠町		
胎内市	3	
阿賀町	1	5
関川村		
荒川町	1	1
神林村	2	
朝日村	1	
山北町	1	
栗島浦村		
計	38	19
新潟市		114
計		114
三条市	21	12
加茂市	5	1
見附市	4	3
燕市	20	10
五泉市	4	10
弥彦村	3	4
田上町		1
計	57	41

区分 社協名	実利用者	解約
長岡市	95	45
柏崎市	15	6
出雲崎町	7	3
刈羽村	1	
計	118	54
魚沼市	36	56
小千谷市	5	9
南魚沼市	2	8
川口町	2	1
湯沢町	3	3
計	48	77
十日町市	23	31
津南町	7	18
計	30	49
上越市	90	35
糸魚川市	9	6
妙高市	7	1
計	106	42
佐渡市	52	36
計	52	36
合計	449	432



地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）
〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
電話：025-281-5584 E-mail: kenriyogo@fukushiniigata.or.jp
FAX：025-285-0303 <http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/>